

黒潮町産業振興推進事業費補助金（黒潮町独自事業）

－募集要項－

黒潮町では、地域産業を振興し雇用を創出するための商品開発等の支援を「黒潮町まち・ひと・しごと創生総合戦略」の重要施策として位置付けています。これに基づき、商品の企画段階から開発、加工、生産、販売促進まで、すべての段階について、事業者の皆様の様々な状況に応じた支援を総合的に行うための黒潮町独自の「補助事業制度」を平成24年度より創設しており、今年度も継続して取り組むこととしました。

下記内容により、この補助事業を受けられる事業者の方を募集しています。応募は個人でも団体、グループでもかまいません。

1 募集期間

令和元年12月16日（月）まで

※ただし予算の上限に達した場合には受付できません。

2 補助事業者

町に住所を有する方又は町内に事業所が所在する事業者で、次の各号のいずれかに該当する事業者が対象です。

- (1) 公益の目的で活動している組織、団体、法人
- (2) 企業団体及び個人事業者
- (3) 共同体、協議会、グループ等の任意団体
- (4) その他地域の産業創出、雇用創造などを目的とする団体及び個人

下記の事項に該当する方は対象外となります。

- ① 町税等の滞納がある場合
- ② 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団若しくは同条第6号に規定する暴力団員又は黒潮町暴力団排除条例第2条第1項第3号に規定する暴力団関係者

3 補助対象事業

補助対象事業は、次の各号のいずれにも該当する事業が対象です。

ただし、採択前に着手している内容については補助対象となりません。

- (1) 地域資源を活用し商品化する事業
- (2) 費用対効果が事業実施の翌年度から5年以内に5%以上を見込める事業
- (3) 販売を目的とする継続可能な事業
- (4) 町単独の補助金等を受けていない事業（町単独の補助金等と事業区分に掲げる事業を併せて実施することにより、補助金の効果が増大するとして町長が認めるものを除く。）
- (5) 国が実施する小規模事業者持続化補助金に申請し、認可とならなかった事業。ただし、事業の実施内容が国事業の補助対象の要件に該当しない場合や国事業の申請期間を経過した場合などを除く。

4 補助率・補助対象経費等

補助率や補助対象経費等については下記の通りです。

| 事業区分 | ① 市場調査等 事業 | ② 商品開発等 事業 | ③ 情報発信等 事業 | ④ 販売ツール 等事業 | ⑤ 販路開拓・ 販売促進等 事業 | ⑥ 生産性向上 事業 | ⑦ 有償ビジネス マッチング事 業 |
|--------|---|---|------------------|-------------------|---------------------------|------------------|--|
| 補助対象経費 | 項目 | 内容 | | | | | 地域金融機 関によるビ ジネスマッ チングの成 約時に係る 手数料(初回 のみ) |
| | 報償費 | 外部からの講師等の謝礼、専門的技術を有する協力者への謝金等 | | | | | |
| | 旅費 | 講師等の交通費及び宿泊費(町の基準に従う) | | | | | |
| | 消耗品費 | 事業実施に必要な消耗品費 | | | | | |
| | 印刷製本費 | チラシ、ポスター、チケット等の印刷費 | | | | | |
| | 燃料費 | 事業の実施に必要な機材、車両等の燃料費 | | | | | |
| | 通信運搬費 | 事業の実施、連絡等に要する郵便費等の通信費 | | | | | |
| | 役員費 | サービス提供等 | | | | | |
| | 保険料 | 事業の実施に係る保険料 | | | | | |
| | 使用料及び賃借料 | 事業に要する会場使用料及び車両、機械等の借上料 | | | | | |
| | 原材料費 | 事業に直接要する原材料費 | | | | | |
| | 備品購入費 | 事業の生産性向上に寄与する機器類、新分野の事業の実施に必要な機器類等。ただし、汎用性のある備品類(パソコン、プリンター等)は除く。 | | | | | |
| | 上記項目のうち、内容にない経費については、支援会議で協議し決定するものとする。 | | | | | | |
| 補助金限度額 | 50万円 | | | | | | 20万円 |
| | 1. 補助金額は、補助金限度額以内の額で、補助対象経費の合計額に補助率を乗じて得た額の千円未満を切り捨てた額とする。 2. 事業区分の①から⑥までの事業は、複合して実施することができる。この場合の補助金限度額は50万円とする。 3. 事業区分の①から⑥までの単独又は複合の事業と⑦の事業は、併せて実施することができる。この場合の補助金限度額は70万円とする。 | | | | | | |
| 補助率 | 3分の2以内 | | | | | | |

備考

- 1 交付決定前に、実施し、発注し、又は契約を締結した事業に係る経費は、補助金の対象としない。
- 2 補助金の交付は、1事業者につき同年度内1回限りとし、1事業計画につき1回限りとする。

※ 今年度より地域金融機関によるビジネスマッチングの成約時に係る手数料を対象経費として認めることとしました。

5 申請時必要書類

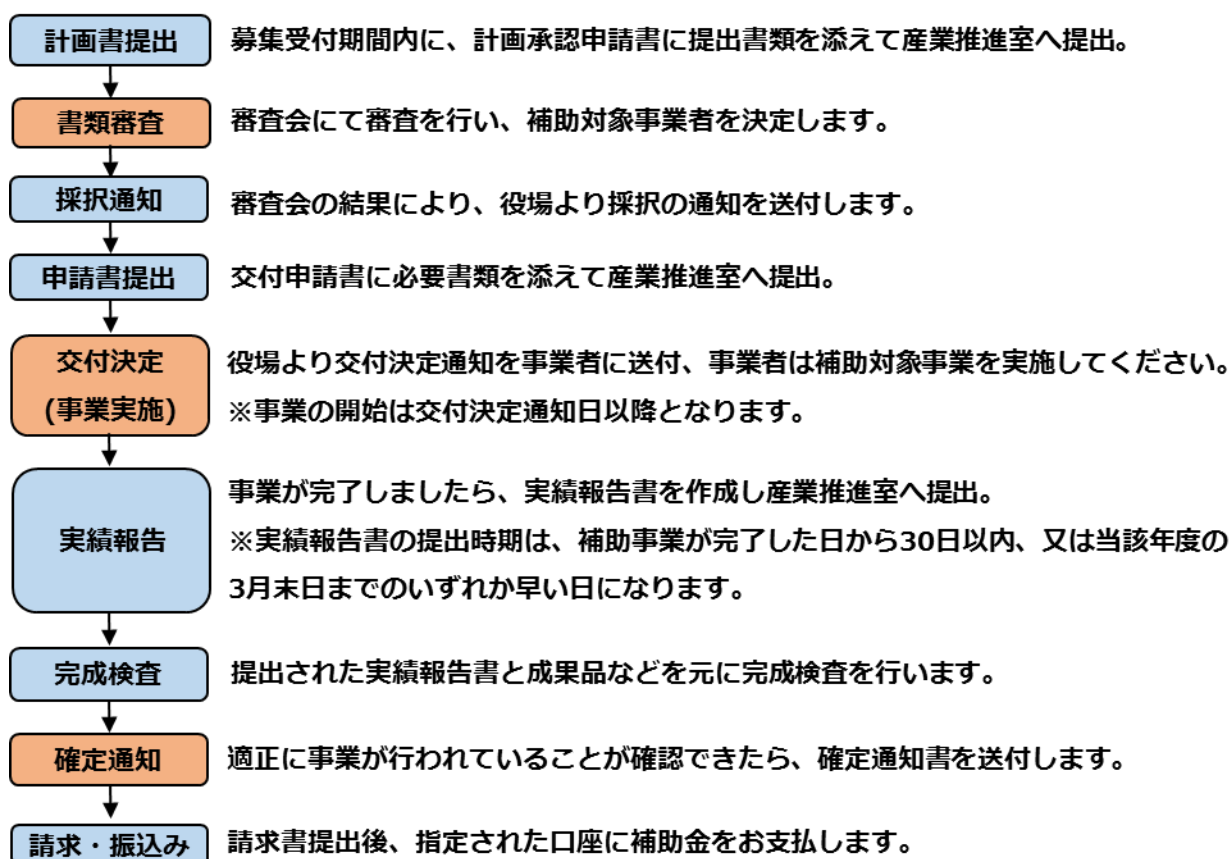
計画承認申請書に必要事項を記入し、下記の書類を添付して提出してください（1部提出）。

【提出書類】

- (1) 事業実施計画書
- (2) 予算計画書
- (3) 経費積算明細書
- (4) 黒潮町産業振興推進事業費補助金に関する同意書
※町税等の滞納調査に関する同意書です。
- (5) その他必要な書類があれば添付してください

例：事業実施主体の活動状況がわかる資料や事業に要する経費の見積書など

6 申請書提出から事業完了までの流れ



7 採択審査

計画承認申請書に基づき「黒潮町中小企業者等経営支援会議」で審査を行い、黒潮町長が採択の可否を決定し、事業者へ通知します。

審査会には事業者の方にも出席いただき、事業のプレゼンテーションをしていただきます。

審査の結果、非採択となる場合があります。また、採択となった場合でも、条件を付す場合や予算の都合等により補助金額を減額する場合がございます。

なお、審査内容等についてのお問い合わせには応じられませんので、ご了承ください。

8 採択後の手続き

採択が決定された事業者には、補助金交付要綱に基づく交付申請を行っていただき、交付決定された後に事業を実施していただきます。

事業が完了しましたら実績報告書を提出後、完了検査を受けていただきます。

補助金は精算払となっております、支払いは検査終了後となります。

事業の途中で事業内容等に変更が生じる場合、条件によっては変更承認の申請を行う必要もございますので、そうした状況が予想される時点で役場担当者へご連絡ください。

9 事業の公表

事業の内容は、事業の周知及び多くの住民に情報を公開する目的でホームページに掲載します。

10 事業報告会（経営指導）について

事業を受けられた事業者には、事業の効果を計るために、また事業者の取り組みを継続的に黒潮町が支援するための情報収集として、取り組みについて報告していただきます。

なお、報告いただいた内容を元に事業報告会（経営指導）を行います。

事業者の方は、原則事業終了の翌年度から5年間は、取り組みの報告と事業報告会への出席を求めることとしています。

11 注意事項

(1) 事業計画書に添付する経費積算明細書について

原則、購入物品（消耗的な物品に限る）は金額によって複数の見積書が必要です。

1件あたり1万円以上の物品は1件以上、5万円以上は2件以上、10万円以上は3件以上の見積書を添付してください。

1万円未満の物品であれば店頭価格の記入でも積算根拠と認められます。

(2) 実績報告について

請求書や領収書（コピーで可）は保管しておいてください。

完成検査時には、事業実施が確認できる成果品や写真等を提出いただきます。

(3) 事業完了後について

- ① 補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を補助事業の終了の翌年度から起算して5年間保管してください。
- ② 補助事業により取得した財産については、補助事業の完了後においても注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従って、効率的な運用を行ってください。
- ③ 取得財産については、耐用年数内において、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供する場合は、事前に町長の承認を受けてください。

12 問い合わせ及び申請書提出先

〒789-1992 黒潮町入野 5893 番地 黒潮町役場 産業推進室（担当：友永・秋田）

電話 43-2113 FAX 43-2060 電子メール sangyosuishinshitsu@town.kuroshio.lg.jp

申請書の書き方や計画の立て方など、どんなことにもご相談に応じます。
お気軽に担当までお問い合わせください。